



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 サンテック
代 表 者 取締役社長 八幡 欣也
(コード番号 1960 東証第二部)
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英
T E L (03) 3265-6181

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、本日、国土交通省より建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を下記のとおり受けましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けて法令遵守の徹底を図り、信頼回復に努めてまいる所存であります。

記

1. 処分を受けた理由

当社は、関西電力株式会社が発注する架空送電工事に関して、独占禁止法違反があったとして公正取引委員会から受けた排除措置命令および課徴金納付命令が確定したため

2. 停止を命じられた営業の範囲

全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

3. 期 間

平成 26 年 6 月 11 日から平成 26 年 8 月 9 日までの 60 日間

4. 今後の見通し

業績への影響につきましては、適時開示規則に基づく開示基準に該当する場合は速やかに情報開示を行います。

以 上